

ユビキタスシステム開発検討委員会規約

1．委員会の名称

本委員会の名称を、ユビキタスシステム開発検討委員会とする。

2．目的

ユビキタス食の安全・安心システム開発事業の開発実証団体を選考するとともに、開発実証実施団体や国等へのアドバイスを行うこと。

3．検討事項

ユビキタスシステム開発検討委員会は、次の事項について検討する。

- ・開発実証事業団体選考
- ・開発実証実施団体等に対する提言や評価
- ・その他

4．組織

ユビキタスシステム開発検討委員会は、別表に掲げる者とする。

5．部会

ユビキタスシステム開発検討委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

6．委嘱期間

委員の委嘱期間は平成 18 年 3 月 29 日とする。

7．事務局

ユビキタスシステム開発検討委員会の事務局は、社団法人食品需給研究センターに置く。